

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年3月3日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500276 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500117 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成 24 年 6 月から平成 25 年 6 月までは 13 万 4,000 円から 16 万円とする。

平成 24 年 6 月から平成 25 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 6 月から平成 25 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成元年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 8 月 11 日まで

A 社にある B 事業所で C 職として勤務していた、平成 24 年 6 月 1 日から平成 27 年 8 月 11 日までの期間における標準報酬月額をねんきん定期便で確認したところ、私が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、調査の上、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、私の平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているが、上述のとおり、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間のうち平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 7 月 1 日までの期間 (本件請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間) について、A 社が提出した請求者に係る給与明細書、請求者が提出した給与明細書、D 町が提出した請求者に係る平成 25 年度 (平成 24 年分) 及び平成 26 年度 (平成 25 年分) 給与支払報告書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える給与支給額 (以下「報酬月額」という。) の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間のうち平成24年6月1日から平成25年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社が提出した請求者に係る給与明細書等により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、平成24年6月から平成25年6月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間のうち平成24年6月1日から平成25年7月1日までの期間について、同社は、厚生年金保険料の徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年11月2日付けで請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得時の標準報酬月額を13万4,000円から16万円に訂正）を年金事務所に対し提出し、届出が誤っていたことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち平成25年7月1日から平成27年8月11日までの期間（本件請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間）について、A社が提出した請求者に係る給与明細書、請求者が提出した給与明細書により、標準報酬月額の定時決定（算定）の基礎となる平成25年4月から同年6月までの期間及び平成26年4月から同年6月までの期間において、請求者は、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額の支払を同社から受けていることが確認できるところ、当該標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）と同額であることから、記録の訂正は認められない。